

ご存じですか？

マイナンバーカードが令和3年3月(予定)から健康保険証として利用できるようになります



☎ 住民福祉課 住民係 ☎ 62-9112



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

令和3年3月^(※1)から、マイナンバーカードが保険証（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）として利用できるようになります。利用登録をすると、健康保険の加入や切り替えの手続き後に、健康保険証の交付を待たずにマイナンバーカードで医療機関を受診できるようになるほか、マイナポータルで健診情報や薬剤情報等を見ることができます。

●初回登録（保険証としての登録）が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ初回登録を済ませておく必要があります。スマートフォンや読み取り機器をお持ちでない方は、住民福祉課 住民係（1階1番窓口）で手続きできますので、お気軽にご相談ください。

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン、またはパソコン+ICカードリーダーをお持ちの方は、以下の方法で簡単に登録できますので、ぜひお試しください。

利用申込はカンタン！

今すぐ申込可能

☑ まずは必要なものをチェック！

- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ 「マイナポータル AP」のインストール

iPhone Android

STEP1 ● ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータル AP」は閉じてください。

STEP2 ● 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3 ● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナポータル

★ 健康保険証利用の申込

マイナンバーカードを健康保険証として利用
マイナンバーカードを健康保険証として利用する際の事前登録はこちらから。

- 利用を申し込む
- 申込状況を確認
- 詳しくはこちら

ここをクリック!


マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

(※1) 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。


●保険証利用にはメリットがたくさん!

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える!


※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。




あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる!




マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる!



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに!



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される!



※マイナンバーカードに保険証の機能も持たせるものであり、現在の保険証が使えなくなるわけではありません。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合も、健康保険の保険者(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)が変更となる場合は、加入・脱退等の手続きが必要です。

●マイナンバーカードを作りましょう!

保険証利用を含め、今後はマイナンバーカードを生活の中で活用する機会がどんどん増えていきます。

現在、マイナンバーカードの発行は申請から1か月程度かかっており、今後も交付窓口の混雑が予想されます。いざ使いたいときのため、早めの交付申請をお願いします。

役場の開庁時間に来庁が難しい方は、毎月第1週の火曜日に窓口業務延長日(午後5時15分~午後7時)を設けておりますのでご利用ください。ぜひこの機会にマイナンバーカードを作りましょう。

◆これからの マイナンバーカード窓口業務延長日

【日 時】

- ・令和3年1月5日(火) 午後5時15分~7時
- ・令和3年2月2日(火) 午後5時15分~7時
- ・令和3年3月2日(火) 午後5時15分~7時

【注 意】

- ・本人確認書類を忘れずお持ちください
- ・カードの受け取りは午後6時30分までです

マイナンバーカード用の 顔写真を撮影します



マイナンバーカード発行を希望される方を対象に、マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

【場 所】 役場1階 ①番窓口
(住民福祉課 住民係)

【手数料】 無料

【持ち物】 本人確認書類
(免許証・パスポートなど)



富士見町役場へのお問合せ

- ◆マイナンバーカード・窓口延長について
☎ 住民福祉課 住民係 ☎ 62-9112
- ◆国民健康保険・後期高齢者医療保険について
☎ 住民福祉課 国保年金係 ☎ 62-9111

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 平 日: 午前9時30分~午後8時
(年末年始を除く) 土 日 祝: 午前9時30分~午後5時30分